
(令和2年6月26日掲載)

なぜ部落差別は残るのか



角岡 伸彦 (かどおか・のぶひこ)

フリーライター。1963年、兵庫県生まれ。関西学院大学を卒業後、神戸新聞記者などを経て、フリーライター。著書に「被差別部落の青春」「はじめての部落問題」「ふしぎな部落問題」「カニは横に歩く 自立障害者たちの半世紀」「ゆめいらんかね やしきたかじん伝」など。

被差別部落で生まれ育ち、主に差別問題をテーマに取材している私は、年に何度か人前で話をする機会があります。

「あなたにとって、かけがえのないものは何ですか？」

ときおり、参加者にそう問いかけます。すぐに答えが返ってくる人もいれば、考え込む人もいます。あなたなら、何を挙げますか？

これまで100人を超える人に答えてもらいましたが、一番多かったのは「家族」でした。家族の中でも「子ども」と答える人がけっこうおられます。血縁でつながっている。また、短くない時間を共有した身内が、多くの人にとって、かけがえのないものとして存在しているわけです。

「ふるさと」と答える人も、少なくありませんでした。成育地は、家族とも密接に結びついています。つまり家族＝血縁と、ふるさと＝地縁は、私たち人間にとって、なくてはならないものであると言えます。「私たち人間」と書きましたが、大げさな表現ではありません。洋の東西を問わず、国家や地域は、この二つによって成り立っていると言っても過言ではありません。

どこに生まれ育ち、誰と住むのか、誰によって育てられたのかは、どうでもいい話ではありません。それらが人に与える影響は、少なくありません。もちろん、部落出身者である私を含めてです。

地縁と血縁という人生を決定付ける重要な要素に、差別が忍び寄ることがあります。そのひとつが、部落差別です。誰とどこに住むか、どういう家族を築くかという局面で（結婚差別が思い浮かびます）、部落出身者が排除されることがあります。

部落問題は、謂れのない差別と表現されますが、私に言わせると謂れがないわけではありません。家族と地縁を過剰に気にする人が、特定の集団・個人を排除する。それが長い間、続いてきたわけです。意識するしないにかかわらず、私たちはそのような文化の中で生活しています。

部落問題を伝えるから意識してしまうー。そのような声をよく聞きます。いわゆる“寝た子を起すな”という考え方ですが、私は意識するのは、けっして悪いことではないと考えています。なぜなら、そういう文化土壤があるからです。問題は、ある共同体やそこに属する人々を蔑むことではないでしょうか。

部落問題を取り巻く状況は、ここ数年で大きく変化しました。インターネットの普及により、真偽はともかく、どこが部落か、誰が部落民かを詮索、暴露する情報があふれています。誤った情報を含め、簡単にそれらが手に入る時代になった今、本当の部落の姿を知ることが重要ではないでしょうか。意識し続ければ、新たな人や情報との出会いがあるかもしれません。

(令和2年7月24日掲載)

犯罪被害者の生活取り戻す



高橋 敦子 (たかはし・あつこ)

高知県 県民生活・男女共同参画課 課長。1963年高知県生まれ。労働政策課(当時)で働く女性のサポート・仕事と家庭の両立支援を県民生活・男女共同参画課で犯罪被害者等支援ほかを担当。2020年4月から現職。男女雇用機会均等法の第一世代として仕事と育児の両立は公私ともにライフワーク、「共倒れ」感もあるが、それぞれの家庭にあったやり方、できる範囲でいいと考えている。

■誰にでも起こりうる

犯罪の被害に遭われた方々(犯罪および犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った方およびそのご家族・ご遺族)の人権は、高知県人権施策基本方針における11の人権課題の一つです。

県内における令和元(2019)年の刑法犯認知件数は3562件、うち重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交など)の件数は41件でした。平穏な暮らしの中に突然起きた犯罪により、誰もが被害者になる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、「高知県犯罪被害者等支援条例」を、令和2(2020)年4月1日に施行しました。この条例は犯罪の被害に遭われた方々を支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指しています。そのためには県、市町村、民間支援団体などの関係機関が一層連携を図って、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制の構築が必要だと考えています。

条例は犯罪に遭われた方々の支援に関する県や県民、事業者、市町村、民間支援団体の責務や役割を明らかにし、県が講じる支援に関する基本的施策を定めています。また、被害に遭われた方々に対する支援を総合的・計画的に推進するため、具体的施策などを定めた指針を策定することとしています。

■県民の役割とは

条例では、県民一人ひとりが、犯罪の被害に遭われた方々の支援の必要性についての理解を深めること、「二次被害」を生じさせないよう配慮すること、県や市町村が行う支援施策への協力を努めていただくことを定めています。

犯罪の被害には、犯罪による生命・身体・財産などに対する直接の被害(一次被害)だけでなく、

一次被害に起因するさまざまな被害（二次被害）を伴うことがあります。

二次被害は、周囲の無理解による心ない言動やインターネットなどを通じた誹謗中傷、捜査機関・司法機関などで何度も事件について聴かれることなど、さまざまな要因によって起こります。また、善意から「いつまでもくよくよしないで」「早く事件のことは忘れなさい」「お子さんの分まで生きて」といった言葉で励ましたつもりでも、被害の後の傷ついた心にはその言葉が引っかかったり、かえって引きずったりすることもあります。普段通りに接して寄り添うことが、被害に遭われた方々の心の傷を癒やし、平穏な生活を取り戻す手助けになる場合があります。

■困ったときの相談先は

ほとんどの場合、犯罪の被害に遭われた方々が最初に相談し支援を受けるのは警察です。警察だけではなく、県や市町村、弁護士会などさまざまなところが被害者への相談や支援を行っています。被害者への支援を専門に行う民間支援団体（こうち被害者支援センター）もあり、電話で相談を受けたり、日常生活の支援、病院や警察、裁判所への付き添いなどを行ったりしています。

また、今回の条例の施行に伴い、4月から県民生活・男女共同参画課内に「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置しました。この窓口では専任の相談員が犯罪被害に関する相談をお受けし、支援施策に関する適切な情報提供や、必要な支援を途切れることなく提供できるよう関係機関につながるなど支援の調整を行っています。

■目指す姿

高知県では、条例に基づく取り組みなどによって、犯罪の被害に遭われた方々が受けた被害の早期の回復・軽減およびその権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

犯罪の被害に遭われた方々が再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように配慮していくことは、社会全体として取り組むべき課題です。被害に遭われた方々が置かれた状況をご理解いただき、被害者に配慮した対応を心がけてくださるようお願いいたします。

犯罪被害者等支援の相談窓口

	窓口名称	電話番号	受付時間	内容
県	犯罪被害者等支援相談窓口	088-823-9340	月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝祭日除く)	犯罪被害に関する相談、支援の調整
	犯罪被害者ホットライン	088-871-3110	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝祭日除く)	犯罪被害者支援に関する相談
警察	レディースダイヤル110番	088-873-0110	24時間対応	女性の犯罪被害に関する相談
民間支援団体	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝祭日除く)	犯罪被害に関する相談及び支援
	性暴力サポートセンターこうち	0120-835-350 080-9833-3500	月～土 10:00～16:00 (年末年始、祝祭日除く)	性犯罪被害に関する相談及び支援



高知県犯罪被害者等支援条例に関する県のウェブサイトのQRコード

(令和2年8月28日掲載)

「他・多」を受け入れる



シヨン バーゴイン (SEAN・BURGOINE)

高知大人文社会科学部講師。1968年オーストラリア・メルボルン生まれ。メルボルン大学教育学部卒業、ニューキャッスル大学大学院言語学修士課程修了(応用言語学修士)。日本文化に興味を持ち90年に来日。高知移住の95年まで音楽で生計を立てる。4枚のアルバムをリリース。評判のいい曲は「農業地獄」と「軽トラウーマン」。自給自足生活に憧れ14年間田舎暮らしをする。高知大では国際社会コースで応用言語学を教える。専門は音声学、世界諸英語。

日本語が全く話せなかった30年前、私は初めて高知に旅行に来ました。若かったからか世間知らずだったからか、岡山からヒッチハイクをしようと思い立ちました。幸い、トラックに拾ってもらい、その運転手さんは道中ずっと、とても楽しそうに私に話し掛けてきてくれました……。

ただ私の方は彼の言っていることは一言も分からなかったのですが！かなり遅い時間に高知に到着したにもかかわらず、彼は私のためにタクシーを見つけってくれました。そしてホテル到着して運賃を払おうとすると、運転手は身振り手振りで何かを伝えてきます。なんと、トラックの運転手が運賃をもう払ってくれていたのです！

これは私が外国人として日本で経験した、信じられない優しさとおもてなしのほんの一部です。後に高知に移り住むことになり、県内の何ヶ所かに住みました。そのどの地域でも温かく受け入れていただきましたが、特に現在住んでいる所は特別です。

私が生まれたオーストラリアのメルボルンは外国で生まれた人口が38%を占める多民族都市です。だからメルボルン出身の私には、「外人」または「外国人」という言葉にいまだに違和感があります。

メルボルンでは、外国で生まれ渡豪した人々に対して、言葉の壁がなくなると同時に、部外者という考え自体が薄まります。日本では西洋人はいつまでたっても「外人」で、その人の日本語がどれだけうまくても完璧でも、この事実は変わりません。これは典型的な「外人」のイメージが多くの人についてしまっているからです。

例えば、日本人の妻と買い物に行く時、商品について私が質問をすると、多くの場合、店員は妻の顔を見て返答します。おそらく日本語が分からないと思っているのでしょう。

また、今でも忘れられない出来事があります。当時私は英語教師ではなく、音楽で生計を立てていました。ある日、一緒にお花見をしていた中に親子連れがいて、父親が私に向かって「あなたが日本語を話しているから、娘の英語の勉強にならないじゃないか！」とすごい剣幕で怒ってきたのです。「白人の外人」は全員が英語教師とは限りません！

では私が差別を受けたかというと、答えははっきりと「NO」です。日本で差別が全く無いとは言っていません。おそらくどこにでも差別は存在するでしょう。

しかしながら、私が英語圏出身の白人として日本で経験してきたことは、真の差別とはどのようなものかを本当の意味で理解するに至っていません。一方、日本に住んでいる外国籍所有者には投票権が無いし戸籍も無い。中長期間滞在者については在留カード所持の義務もあります。4月3日以降は新型コロナウイルスにより再入国を禁止されるなど、法的差別はいくつかあります。

もし差別があるとするなら、私の場合は良い意味での差別=恩恵を受けています。それは最近大きな問題となったアフリカ系アメリカ人の人種差別問題や、少数派の方々が苦しめられている人種差別とは程遠いものです。しかしながら、一般的な外国人が日本で経験するのは、いまだに良くも悪くも「第三者」扱いされる形です。

日本は非日本人との関わり方について、まだまだ改善でき得る分野を有していると思います。これは、多民族都市であるメルボルンでも同じです。

これらの問題には1つの答えで対応することはできませんが、私達が身の回りのこういった問題に気づき、目を向け続けることで、多岐にわたる多様性が、いろいろな社会で更なる相互理解につながると信じています。

(令和2年9月25日掲載)

「子どもの人権」守るとは？



高祖 常子 (こうそ・ときこ)

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事。子育てアドバイザー、キャリアコンサルタント。資格は保育士、幼稚園教諭2種、心理学検定1級ほか。NPO法人ファザーリング・ジャパン理事ほか各NPOの理事や行政の委員も務める。子育て支援を中心とした編集・執筆ほか、全国で講演を行っている。著書は『男の子に厳しいしつけは必要ありません』（KADOKAWA）、「感情的にならない子育て」（かんき出版）ほか。3児の母。

「子どもの人権」というと、なんだかちょっとピンとこないという方も多いのではないのでしょうか。以下、子どもの権利条約について説明します。

■権利条約

「子どもの権利条約」は、1989年の国連総会で採択され、90年に発効。日本は94年に批准しています。この「子どもの権利条約」の一般原則とされているのが、以下の四つの項目です（ユニセフより）。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）＝「すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます」

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）＝「子どもに関することが行われる時は、『その子どもにとって最もよいこと』を第一に考えます」

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）＝「子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します」

差別の禁止（差別のないこと）＝「すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます」

なぜこのように「子どもの権利条約」を国連で決めなくてはならなかったかということ、子どもの人権（人としての権利）が守られていないからです。

国連で定められている条約には、女性の権利、障害者の権利などがあります。人権が守られていないから、権利条約を作って守らなければならないということです。これは子どもの人権についても同じことが言えるでしょう。

■体罰禁止

2018年3月に東京都目黒区の5歳の結愛ちゃん、19年1月に千葉県野田市の10歳の心愛ちゃんの虐待死事件が起こりました。

この二つの虐待死によって政治が動き、19年6月に「親権者からの体罰禁止」を盛り込んだ改正児童福祉法などが可決成立しました。改正法では、親は「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とされたのです。

厚生労働省の調べでは、毎年虐待によって70～80人の子どもたちの命が奪われています。私は虐待死の最初には、しつけのための体罰があると考え、仲間とともに体罰禁止の法的明示を訴えてきました。やっとそれが実現したということです。

ガイドライン作成のための「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」(厚生労働省2019年度)に、私も参加させていただきました。子どもへの体罰禁止は、20年4月から「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」というタイトルでスタートしています。

子ども虐待はもちろん、叩いたりどなったりして、威圧的に大人の言うことを聞かせるということは、「子どもの人権」を侵害する行為です。体罰は子どもの脳に悪影響を与え、成長・発達にもよくないことが研究によって指摘されています。

「子どもの人権」を尊重した対応をしていくことが、子どもの健やかな成長・発達のために欠かせません。

(令和2年10月30日掲載)

なくそう！職場のハラスメント



廣瀬 真理 (ひろせ・まり)

高知労働局雇用環境・均等室長。1964年、愛媛県生まれ。87年に労働省岡山婦人少年室入省。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法にかかる業務を担当。2018年4月から現職。今年6月施行のパワーハラスメント対策も担当業務となった。

高知労働局雇用環境・均等室総合労働相談コーナーではさまざまな労働相談をワンストップで受けています。過去5年間の個別労働紛争相談で各年度とも一番多いのは職場のいじめ・嫌がらせで、2019（令和元）年度は427件で過去最多となりました。

いじめ・嫌がらせには、他の労働者の前で繰り返し叱責^{しつこき}や侮辱的言動をする、無視や仲間はずし、仕事を与えないといったものが含まれています。セクシュアルハラスメントや、いわゆるマタニティハラスメントに関する相談も寄せられています。

職場におけるハラスメントは個人の尊厳や人格を不当に傷つける行っってはならない行為です。ハラスメントに起因して起こる問題として、労働者の意欲の低下などによる職場環境の悪化や、職場全体の生産性の低下があります。さらには労働者の健康状態の悪化、休職や退職、これらに伴う経営的な損失などもそうです。

今年6月に施行された改正労働施策総合推進法によって、パワーハラスメントの定義や関係者の責務が定められました。

同法が定義する職場でのパワハラとは、「優越的な関係を背景とした言動」「業務上必要かつ相当な範囲を超えている」「労働者の就業環境が害される」の3要素を全てを満たすものをいいます。

次に事業主に求められる責務を紹介します。まず、職場でハラスメントを行っってはならないことや、ハラスメント問題に関して、労働者が関心と理解を深められるよう努めることが必要です。

そして、労働者が他の労働者（他社の労働者や求職者を含む）への言動に注意を払える態勢づくりのため、研修を行うなどの配慮が求められます。事業主自身がハラスメント問

題への関心と理解を深め、労働者に対する言動に注意を払うよう努めることも大事です。

一方で、労働者もハラスメント問題への関心と理解を深めることが必要で、他の労働者に対する言動に注意を払い、事業主が行う雇用管理上の措置に協力するよう努めることが責務となります。労使が自らの責務をしっかりと認識し、ハラスメントのない職場をつくらうという気持ちが大切です。

法改正によって事業主に義務化されたことがあります。「パワハラについて職場の方針などを明確化した上での周知、啓発」「相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備」「パワハラがあった際、職場の事後の迅速かつ適切な対応とプライバシーの保護」などです。ただし、中小企業については22年3月31日までは努力義務となっています。

さらに、職場のハラスメントについて相談したことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由に、解雇したり不利益な取り扱いをしたりすることも禁止されました。

■困ったときは相談を

職場のハラスメント被害にあった方はお勤め先の相談窓口や人事・労務担当者に相談しましょう。また、事業主が相談に対応してくれない場合や、事業主として職場のパワハラについて相談したい場合は、高知労働局雇用環境・均等室（電話088-885-6041）や各労働基準監督署内に設置の「総合労働相談コーナー」にご相談ください。専門の相談員が秘密厳守で相談者のニーズを踏まえて対応します。

(令和2年11月29日掲載)

ありのままの個性大切に



川村 郁子 (かわむら・いくこ)

県立療育福祉センター 発達障害者支援センター所長。心理判定員。幼児から成人までを対象とする中、おもに義務教育終了後から青年期成人期支援を担当。相談内容はパートナーや職場、学校などでの人間関係や生活環境の整え方などに関する事柄が多く、個々のニーズに応じた助言や、学校・職場などの支援機関と連携しながら、環境調整などに関して「合理的配慮」の視点とともに提案や助言をしている。また普及啓発の一環として学習会等の講師も務める。

「理解してくれないなら、かかわらないでほしい。声をかけないで」。発達障害の診断のある12歳の少年はかつてこのように言いました。

高知県に発達障害児者支援の機能を持つ部署が発足して14年目を迎えています。発達障害者支援センターとして、「発達障害」に関する理解を深めていただけるよう、さまざまな機会を捉え年間を通して啓発活動を実施しています。ただ、少年が発した本当の意味での「理解」が広まり深まっているかは、いまなお課題の一つとなっています。

私どもの部署では12年前から、発達障害の中でも自閉スペクトラム症の診断のある方、特に小中学生を対象に自己認知支援グループという活動を行っています。自己を知る▷自分のタイプ(特性)を知る▷自分に合った対処のコツを学ぶ-ことが目的です。

これまで参加していた子どもたちも今では仕事についたり、学生生活を送ったりしています。年に1度、同窓会を開いていて、そこで1人の青年がこんなことを話してくれました。

「まだ10代だったあの頃は、自分の診断名を知ってはいたけど、発達障害の診断があるという自分のことがイヤだ、考えたくなかったのも事実。何かトラブルが起こると、やっぱり発達障害だから?と理由付けにしまったり、そんな自分に対して腹が立ったりしていたんです」。ただ10年たって、心境は変わっていったそうです。

「少し仕事もしてみても、10年くらい前にグループで出会った人たちと今でも会える機会(場)があるというのは、自分にとって大事なことで、これからも大切にしたいと思っています。自分は『自分』でいいんだ。このままの自分が『自分』なんだ。後輩たちにもこの気持ちを伝えたい」と。

現在も、私たちはグループのメンバーひとりひとりに、「人はそれぞれ興味関心が違って

いる、それはその人の個性であって、それでいいんだよ、それが大事なんだよ」と伝え続けています。

子どもたちの中には、自分に合った対処のコツを毎日の生活に役立ててくれている人もいます。文字を読み飛ばすことがある人は、文章の1行だけが見えるようにする補助用具（リーディングスリット）を使って、文章を読むなど、自分の特性に合ったツールをうまく活用しています。

また、私たちも環境が変わることにより影響を受けますが、発達障害のある方々の多くは、その変化を敏感に受け止め、戸惑い、苦手と感じることもあります。ですから、毎日の生活リズムやルーティンを大事にしたり、「～すべき」と捉えがちなところを、「～もあるよね」と、世の中には白黒はっきり分けられないものがたくさんある、と考えるようにしている人もいます。

こうした発達障害のある人たちに対し、私たちはどう接していけばよいのでしょうか。それはその人をその人として認める、ありのままを受けとめようとする姿勢をもつこと、と私は思います。

好きな色は何ですか？の問いに「青」といっても、群青色であったり、航空機体のマークの色だったり人それぞれです。

「発達障害のある〇〇さん」ではなく、好きな色はスカイブルーで、発達障害の特性もある〇〇さん・・・のように、その人そのものを見ること、知ること、そんな理解の仕方をできるだけ多くの方々に伝えていくことが、私たち発達障害者支援センターが果たす役割だと考えています。

人も私たちの行動も理解を深めるために必要な環境をつくっていく一つの手段（事柄）だと思います。

私たちは、発達障害のある方々が安心して明日を迎えることができる環境を整えていくために、「理解する」ことを人に伝え、対処のコツや日々の生活に活用できるような手だてを提案していくことを通じて、発達障害児者への理解・啓発を行っていきたいと考えています。



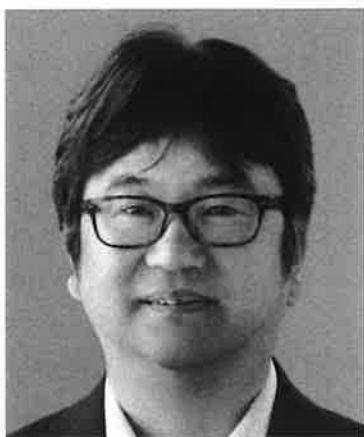
このQRコードから
県発達障害者支援センター
「きらっと」のパンフレット
画像にアクセスできます。



▲自閉症啓発のシンボルのパズルピースを
モチーフにしたピンバッジ

(令和2年12月24日掲載)

ネットいじめ 巧妙・深刻化



竹内 和雄 (たけうち・かずお)

兵庫県立大環境人間学部准教授。公立中学校で20年生徒指導主事などを担当(途中小学校兼務)。寝屋川市教委指導主事を経て2012年より現職。生徒指導を専門とし、いじめ、不登校、ネット問題、生徒会活動などを研究している。文部科学省、総務省等で、子どもとネット問題についての委員を歴任。NHK「視点・論点」「クローズアップ現代」などにも出演。14年ウィーン大学客員研究員。

私は元中学校教員で、9年前に大学教員になってからも、子どもたち自身が自分とネットについて話し合う「スマホサミット」を年間30回以上コーディネートしています。ここでは子どものネットいじめに焦点をあてて書いてみます。ネットいじめは子どもたちに強いダメージを与えます。24時間逃げ場なく、どこにいても誰かに書かれているかもしれません。

学校裏サイトなどが話題になった2009年ごろ、「プロフ」「ホムペ」などといわれる個人のホームページなどで「死ね死ね死ね」などの攻撃が繰り返されました。匿名で記載できる安心感から、激しい言葉が飛び交いました。

12年ごろ、子どもたちの利用の中心がLINEなどの記名サイトに移行したため、実はこういった直接的な言葉は減り、当事者がいないグループを新たに作って、そこでこっそり悪口を語ります。「死ね死ね死ね」はそれはそれでつらい仕打ちでしたが、自分の知らない所で悪口を言われているかもしれない恐怖は子どもたちを震撼させました。

17年ごろになるとさらに巧妙になります。ラインのステータスメッセージという機能が使われるようになります。もとは自己紹介や好きな言葉を書く場所で、誰でも見ることができ、変更されるたびに皆に周知されます。そこに誰のことか分からない否定的な言葉が書き込まれます。

「あいつむかつくよな」「女王様気取りはやめて」などです。読んでいる人は何となく誰のことか分かります。読んだ人は「私のことかもしれない」と不安になります。真綿で首を絞めるような陰湿ないじめです。じわじわと追い詰めますが、加害者は言い訳も用意します。後に教員らにいじめだと指摘された時のために「ドラマの感想を書いただけ」など

の言葉を用意し、周囲と口裏を合わせます。

20年の今、中高生の利用の中心はツイッターやInstagramに移行しています。中高生は「ラインで業務連絡して、ツイッターやインスタでやりとり」と言います。最近多いのがストーリーズ（子どもたちはストーリーと呼ぶことが多い）でのトラブルです。

ストーリーズとはInstagramの機能で、24時間で消える短い動画です。24時間で消える安心感から、子どもたちは自分の近況報告を兼ねて頻繁に上げることが多いのです。最近、「ストーリーに意味深なこと書かれた」という相談が多く、子どもたちはどんどん巧妙になっていきます。

いつ自分が書かれるか分からない…。こういう緊張感の中で生きています。明らかな人権侵害ですが、自分の人権が侵害されているかどうか、正確には分かりません。周囲の反応から多分、自分がいじめのターゲットなのは分かる。

しかし確証はないので、先生にも言えない。不用意に親や先生に相談したら、先生は過剰に反応します。彼らは「暴走」と言います。相手呼び出したり、学年集会を開いたり…。立場がなくなり、さらに孤立してしまいます。私たち大人が対応を学ばなければなりません。

先日、ネット上の誹謗中傷^{ひぼう}をきっかけに女子プロレスラーが自殺した可能性があることが大きく報道されました。ある高校生は、「大人もいじめてるんだ…」と言っていました。試されているのは私たち大人です。